

## 1 議事日程（2日目）

[平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成22年6月4日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第36号 太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について
- 日程第2 議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第38号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第39号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第40号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第41号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第42号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第43号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第44号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第45号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第46号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第47号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第50号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第51号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第52号 太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 請願第3号 旧町名の復活を求める請願書
- 日程第20 意見書第5号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 7番  | 橋本健  | 議員 |
| 8番  | 中林宗樹  | 議員 | 9番  | 門田直樹 | 議員 |
| 10番 | 小柳道枝  | 議員 | 11番 | 安部啓治 | 議員 |
| 12番 | 大田勝義  | 議員 | 13番 | 清水章一 | 議員 |
| 14番 | 安部陽   | 議員 | 15番 | 佐伯修  | 議員 |

16番 村山弘行 議員  
18番 福廣和美 議員  
20番 不老光幸 議員

17番 田川武茂 議員  
19番 武藤哲志 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	和田有司
健康福祉部長	和田敏信	建設経済部長	齋藤廣之
会計管理者併 上下水道部長	宮原勝美	教育部長	山田純裕
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	原野敏彦	福祉課長	宮原仁
都市整備課長	神原稔	上下水道課長	松本芳生
教務課長	木村裕子	監査委員事務局長	関啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田中利雄	議事課長	櫻井三郎
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第6まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」から日程第6、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第36号から議案第41号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第42号から議案第48号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第14、議案第49号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

す。

議案第49号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第17まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第50号から議案第52号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第53号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 請願第3号 旧町名の復活を求める請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第19、請願第3号「旧町名の復活を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 皆さん、おはようございます。

旧町名の復活を求める請願書についてご説明申し上げます。

私たちが住む町は、由緒ある地名であり、ふるさとでもあります。先人の議員の功績は、昭和28年10月、町村合併促進法が施行され、それに伴って昭和29年5月7日、町村合併、太宰府町、水城村、二日市町、筑紫村、御笠村、山口村、山家村の促進協議会が組織され、合併の機運が盛り上がっていた。しかしながら、町名決定の際、太宰府町と水城村は、太宰府という町名を残すため、棄権して現在の太宰府町が発足したものであります。残る5カ町村は、現在の筑紫野市であります。このことは、先代天満宮宮司、西高辻信貞氏の「わがいのち火群ともえ

て」に太宰府の歴史的意義が町民の間に認識されたと見えております。町の地名は、その土地の歴史を語り、人の生活やその情景を映すかけがえのない貴重な歴史的文化的遺産であり、また、ふるさとへの誇りでもあり、愛着と住民同士がいろいろな行事を通してよりよいコミュニケーションとまちづくりに寄与するものであります。

ところが、昭和63年3月1日、住居表示の実施に伴い、三条、連歌屋、馬場、大町、新町の町名が宰府〇丁目となり、町名が完全に失われております。そもそも住居表示は、郵便物や小荷物の配送に便利のように施行されたものであり、地名まで変える必要はなかったのであります。

二十数年たちました今日、タクシーに乗って宰府何丁目と言っても運転手さんはわからず、旧町名の連歌屋あるいは三条と言ったほうがわかりやすいのです。私たちも、今でも旧町名のほうが尋ねられた際にはっきりと歴史も語られ、案内が容易にできます。また、史跡解説員の方も、現在の宰府何丁目では説明や案内ができにくいと言われております。本市で住居表示が実施され、完全に失われている地区は、伝統行事と由緒ある地名を持つこの5町のみであります。この伝統行事は、お祭りだとか鬼すべが特に有名でございます。また、なぜ太宰府に国立博物館が来たかは、大宰府政庁があり、1,300年からの歴史があったからこそ誘致ができたのであります。

本市は、まるごと博物館として都市づくりを推し進めております。歴史の町を語ろうにも、現実と相反して説明が付きません。自治会名と町名の相矛盾した問題解決、あるいは歴史と文化、さらに失われつつある地域コミュニケーションを推進するため、旧町名の復活を請願するものであります。

金沢市では、町名のあり方に伝統文化、町の文化が失われるとして平成11年に町名の復活を議決、これに続き、長崎市でも、伝統行事や文化を継承するため、職員が一生懸命に旧町名の復活に頑張っておられます。また、他都市でも、旧町名の復活が行われております。

以上の観点から、歴史ある地名を将来にわたって消さないために、慎重審議され、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 今の安部陽議員の趣旨は、私も太宰府で生まれ育った人間ですので非常に理解できるのですが、この町名に関してやはりまちづくりの観点からもですね、非常に大きな問題で、重要な問題だと思っております。

そこで、ちょっと3点質問させていただきたいんですが、まず第1点目はですね、この請願の趣旨というか、内容を見ますと、宰府地区を対象には書かれているんですが、例えば朱雀もそうですね。あそこも桜町とか榎とか榎寺というもともとの町名と、今朱雀になっているんで

すけど、市全体を考えてとらえて旧町名に戻してほしいという内容で宰府地区を例に書かれているのか、もしくは宰府地区のみ旧町名に戻してほしいという請願の内容なのか、これがまず第1点目。

2点目がですね、宰府地区の場合、特にはそうなんですけど、新しい町名に戻すときに、自治会というか行政区の境界線も変更されましたね。若干。ですから、この境界線の問題も出てくると思うんですね。旧町名に戻すときに、じゃあその境界線の扱いはどのように考えておられるのかということが2点目。

3点目は、やはりまちづくりという観点から考えるとですね、地域主権というふうに今言われているんですが、地域主権の主役はやはり自治会だと思うんですね、私は。したがって、この問題が議決が行われる以前に、当然ながらその自治会連合会とか、そういったところとの協議なり何なりが行われなければならないんですが、この請願を出される以前に自治会等との連絡協議会とか、そういったところに協議は行われているのかどうか、この3点教えてください。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） まず第1点目はですね、宰府地区、この5町の中の町名変更の復活でございます。

2点目の境界線につきましては、一応今まで道、街区で分けてますね。一応それを基準に市のほうで考えられることなんですけど、そういうものが1つあります。しかしながら、ほんの四、五日前ですね、こういうことがあっております。今回いろんな役員さんがかわれましたね、4月に。それで、市のほうに役員さんの名簿を出されたわけですね。そしたら、連歌屋の自治会長さんが出されたら、この役員の方は三条の方ですよというふうに、今度は逆に返ってきたと。それが、今言われるその境界の問題が出てきとるわけですね。それ、そこが1つの問題点だとは思いますが、今までどおりの範囲内でやるかどうかというのが、やはり行政のほうで考えられる問題じゃなかろうかと思えます。私は、できるだけその境界は旧ラインでできれば、そういうことが起こらないじゃなかろうかと。ほんで、その方がはっきりとわかったのは、今度は三条の方から、あなたが今度は隣組長さんですよって言い渡されて、あら、おれは今まで連歌屋でずっと子ども会でも、それからいろんな行事も連歌屋で来とったけれどもというようなことがあっております。これは、四、五日前の自治会長さんと私の会話の中でそれが出てきております。そういう問題があります。

それから、一応自治会との問題、これはですね、今まで3月まで区長さんは市の委任事務としてきて、市からの給料をもらってあったわけですね。そういう関係で、この自治会長さんは余り深く携わってきてないと。それで、個人的にずっとこう回られて、町の182名、そのほか101名の合計283名の署名をいただいているというのが実情でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） じゃあ、ちょっと確認をしますけども、最初の部分はもう宰府のみの町

名をもとに戻してほしい。

2番目の境界線については、これは課題があるけれども、安部議員個人としてはもとの昔の境界線に戻すほうがいいんじゃないかというご意見。

3番目の自治会については、該当の自治会及び校区自治協議会についても、まだ話はしていないということよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） いや、一応一部の方はしました。だけど、そういう区長手当やらが出ておるときでしたからね。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（4番渡邊美穂議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私、この町名問題については、長くかかわってきて、この議会の中で議決をしているわけですね。過去の住居表示の問題については、一部公聴会というか、市民の意見もいただきながら、一番初めにあれだけ広い地域を青山という状況で住居表示に取り組んだ経過があります。ところが、当初大変住民の意見がありましたが、本当に今定着をいたしてきております。こういう状況の中で、この太宰府の宰府の問題についても論議をしてきたという経過があつてですね、行政側の住居表示、先ほども渡邊議員からありましたように、線引きをどうするか、一部またがってですね、入るところもあるという状況で議会でこの論議をしてきました。そういう状況の中で、もう20年前にこういう形で太宰府の宰府という状況を議会で議決をして、市民に理解をいただいたと。その都度、行政からですね、今安部議員が言われた内容は「住みよい太宰府を作ろう かい」の6月10日付の内容を読まれたんですが、三条、連歌屋、馬場、大町、新町の歴史が「住みよい太宰府を作ろう かい」が配付された会報の中にもありましたが、まず、一番問題はですね、住居表示をするために多大な費用をかけてきました。一軒一軒に、宰府何丁目何番というものを住居表示をかけてきたわけですね。市内、本当に昔はですね、北谷が1番地、それからずっとおりてきまして、そして私が前任住どったところは2680番地だったんです。それからまた、ずうっと東ヶ丘、星ヶ丘、高雄と4000番台だったんですね。こういう、以前も番地があり、行政区がありました。大町、馬場、新町もありましたし、いろんな形でありましたが、こういう登記上の番地の問題、それから住居表示というか行政区という部分があり、これをどうしようかということで論議をした結果、法務局とも協議もしました。そして、住居表示を変えるために住居表示審議会も開いてきたわけですが、こういう今、20年たっているような形で安定してきたものを戻したときの財政的な問題や、行政のまた業務の多大ですね。だから、請願は請願の権利がありますが、これだけの長い歴史の中で定着したものをもとに戻すということになると、財政問題などは何も考えておられないのかどうか。それから、今までの行政が努力もし、議会もこの町名を勝手に変えるということはできませんから、議会で承認してきたことを全く変えてしまうということになります。そうすると、

先ほど渡邊議員が言いましたように、5つだけじゃなく、文化財として市の指定をされました榎という、榎の木というのも以前全協でも受けましたが、榎を戻してくださいとかですね、桜町を戻してくださいとか、榎社があります。これは、菅原道真さんが京都からお見えになって住んだところですよ。有名な榎社です。これが、朱雀六丁目になってます。そういうものを戻してくれとって市民からいろいろ出てきたときに、この議会としてなぜ5つだけをもとに戻してほかは戻せないかという問題が出てきたときに、行政も困るだろうし、議会もその対応に追われると思うんですが、こういう問題まで請願を受けるときに紹介議員として関係者に説明されたのかどうか。5つのところだけでほかのことは考えないでよかったのかどうか、それは所見で結構ですが、その辺をできれば説明いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 第1点目の予算についてですね、これにつきましては長崎市のほうに私と田川議員と参りまして、そしてこの一番問題になる予算について問い合わせしております。ほんで、ちょっと向こうからの回答を読みますと、「旧町名の復活にかかわる予算としましては街区表示板の作成費として約35万円、住居表示台帳作成委託料として約32万円を計上しております。しかしながら、住居表示台帳については、本市の直営で対応いたしましたので、決算額といたしましては街区表示板等の作成費として約10万円を支出しております。また、これとは別に、平成16年度に桜馬場中学校区市長を囲む会の中で、旧町名を継承していくために旧町名表示板を設置してほしい旨の要望があり、その地区につきまして平成16年から平成17年にかけて旧町名表示板を設置しております。決算額といたしましては、平成16年度と平成17年度を合わせて73万円を支出しております」というような事前質問に対する回答をいただいております。したがって、私も何千万円もかかたりするというようなことも聞きましたので、こういう調査をさせていただいております。

それから、自治会との問題ですけど、今、桜町だとかいろいろ言われましたけれども、一番、私がなぜこの5町を取り上げたのかというと、ここは天満宮を中心にお祭りがあっております。お祭りと鬼すべ、これは必ずその地区の住民。そこで、今、宰府になっておる地区の方が中心になって動いてあるわけです。提灯から何もかんもその昔のままです。しかし、今度私も気づいたのは、道を挟んで、例えば三条の場合は三丁目と四丁目、それから連歌屋の場合は一丁目と三丁目です。それに、自治会は連歌屋の一丁目、二丁目、三丁目、このこういう呼び方で、本当の、昔で言う分家と本家というような例をとりますと、本家のほうがその連歌屋あるいは三条がついてない。そこで、新興住宅地、私たち御笠川から山のほうになりますけれども、そちらのほうが三条だとか連歌屋がついておるわけですね。そこで、やはりそういう行事との絡みもありまして、この5町のみを取り上げたということでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この請願されている方々の今言われました238名の方の気持ちもよくわかるんですが、私もこの住居表示にかかわってきまして、世帯数の関係、大町が

100世帯ぐらい、それから馬場、それから新町、連歌屋や三条は大きな行政区ですが、当然この行政区のこういうこの地番の場合は、一丁目1番地だけではなかなか、早く言えば法務局、これが許可をしないという状況がありまして、それで少なくとも一丁目、二丁目、三丁目が必要だとなってきたんですが、今、今度は大町だけで一丁目になるんですね。大町とか。それを何か小さく分けるというのもまた問題もありますし、それからやはり、この今まで20年以上定着してきましたが、この実務というのがまた法務局との関係がありますし、それから、今、太宰府市はゼンリン地図に具体的に何番地までわかりやすくなっていますが、はっきり言って頭を下げて回らなきゃならない、行政が。郵便局に、申しわけございません、地名が変わりました、番地がもとの宰府が大町になりました、連歌屋になりましたというふうな状況。それから、法務局も行かなきゃいかん。ゼンリンも行かなきゃいかんですね。自治会長も早う言えば関係する自治会長に説明も、また地元説明会もしなきゃいけない。だから、400名ぐらいの方々はそのような希望があるかもしれませんが、またその地元の方を集めて公聴会を開いたり、意見を求めるようなことになる可能性もあるんですが、そういうことはしなくて、この請願を可決すればいいというふうに考えられとるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） なぜ請願に持っていったかということでしょうからですね、これ、町名の、法律を見ますと一応50人以上の賛成あるいは反対があればそういうことができるんですね、公聴会を開いて。なぜ今度公聴会を除いて請願にしたかということは、公聴会しても賛成3人、反対3人と、その人たちの意見を聞くだけで、最終的には議員が決めるんですね。そこで、議員が決めるようになっているんです。そこで、あの、昭和63年のときですか、あれのときにはほとんどの方が反対してあるんです。しかしながら、そのころは区長会という問題があって、区長さんはそういうことにタッチできないというようなことで来ているわけですね。そういういろんな問題をですね、得てきております。

（19番武藤哲志議員「再々質問、許可願います」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、渡邊議員と私が提出者に説明を求めました。提出者も詳しくご回答いただいたことについてはお礼申し上げます。ただし、さまざまな問題がありますので、所管で今2人の議員から質問のあった内容、それから経過については行政側の今までのご苦労もありましたので、そのことを踏まえて所管で審査をいただきたい。また、この問題については、できるだけ私は継続にするというのは好ましくないと思っておりますので、委員会ではっきりとした結論を出していただくようお願いをいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質問はありませんか。

11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 武藤議員の質問の関連でございますけど、行政側ですね、予算につ

いて長崎市、金沢市等の調査結果の報告がございましたけども、これは行政だけでなく、その住民の方たちにも当然負担がかかるわけですね。波及影響といいますかね。それで、例えば印鑑の作成だとか文書の新しく刷り直さにかいかんとか、印刷代とかですね。そういう部分の試算とかというのは出されておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応、今言われたのは、商業というか、商売してある方が特にそういう印刷関係だとか、印鑑の問題、住所の変更だとか、そういうことがあると思います。個人の場合は、恐らく自動車の運転免許証の切りかえ、これが影響してくると思いますけど、それはその都度そういう証明書で変更ができますし、今言われたのは、やはり商業を営んである方に対しては、長崎のほうはご協力を願ったということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今、提案者のご説明を聞いて、どうも納得ができないんですが、そもそも土地の歴史を地名というものは物語っておるというふうに記載されてますね。それはまあそのとおりだろうと思いますが、提案者は市議会議員でありますから5町代表ではなかろうと思ひまして、市全体を考えたときにはいろんな思惑、歴史的な地名の名前がついていると思うんですね。それがなぜ5町だけ提案されたのか。お聞きしておりますと、天満宮祭事のためみたいなのうに聞こえますけれども、市として、市会議員として町名をもとに戻すということであれば、当然市内全体を判断をしなきゃいけないというふうに私は思うんですが、なぜ5町だけなのかというのがどうしてもこの説明が理解できませんので、再度お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今言われた問題、最後のほうに書いておりますように、自治会名と町名が違うわけですね。連歌屋、三条、馬場、大町、新町。だけど、よく分析してみられたらわかりますように、3号線から向こう、水城小学校から向こう側見ますと、国分は国分をつけてあるし、水城は水城、坂本は坂本、ずっと向佐野は向佐野、そういうふうで、自治会名と一体となった地名、あれがほとんどやっておりますから。そこで、そういうところで、この5町のみがそういうような矛盾した、自治会名と町名が違うということです。

○議長（不老光幸議員） 村山議員、いいですか。

(16番村山弘行議員「ああ、もういいです」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 1つだけちょっとお伺いします。

今回の請願で旧町名に戻せとあるわけですね。

これは、いつの時点に戻すのかがよくわかんのですが。要するに住居表示だけを変えてほしいのか、太宰府という旧住居表示の番地がありますけども、それに戻せというのか。多分、こ

れ、今の宰府何丁目になる前は太宰府、さっき武藤議員が言われたように何百何十何番地という、そういう番地だったと、住所のほうはですね。それに戻せというのか。いや、そこはわからん、これでは。旧町名とは、この住所の表示が、今までも新町とか大町であったんですか、過去。

○14番（安部 陽議員） えっ。

○18番（福廣和美議員） 過去にあったんですか。郵便の住所として、新町、大町、三条、そういうのがあったんですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○18番（福廣和美議員） だから、旧町名に戻せというのはどういうことですかと、それがわからん。いつの住所に戻すんですか。それがわかりません。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今度はですね、例えば三条何番何号になるんですね。連歌屋何番何号と、そういうのが……。

（18番福廣和美議員「過去でしょう、過去。なくしたんですか」と呼ぶ）

○14番（安部 陽議員） えっ。

（18番福廣和美議員「なくしたんですか、それ」と呼ぶ）

○14番（安部 陽議員） いや、過去に、そういう、そういう問題じゃないんですよ。わかりやすくするためにそういうふうになっているんですよ。今度の町名変更でもそうですよ。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） だから、これは旧町名に戻せって書いてあるでしょ。旧町名に戻せって書いてあるから、もし、今、安部議員が言われるとおりであるならば、新たにもう一遍住居表示審議会を開いていただいて、こういう町名にしてほしいという要望を出して、それから議会がその今の市民の声に対してどうするかということであって、議会にこれを持ってくること自体が、この内容とですね、この表題がちょっと一致せんのですわ。旧町名に戻せって書いてあるから。そういう町名があったんですかと。ないものに戻せというのは、ちょっとおかしいじゃないですか。住居表示の問題なのか、先ほどから言われる自治会の問題なのか。その地域だけの問題なのか。ちょっとここがですね、全部一くくりにはできない問題があるし、本当にやっぱりそこに住んである、この5地区に住んであるところの市民の声が本当に皆さんがそうなのか。ただ一部の人だけがそう思っているのか。そうしないと、大混乱が起きますね。

私も行って何人か聞きましたけど、今さらとんでもないという反対の声が多かったですよ。だから、こういう質問をしますけどね。だから、そういう、やっぱり自治会制度になったわけですから、自治会で皆さんの声を聞いていただいた上で、本当にほとんどの方々がそういう声ですよというのであれば、それを住居表示審議会のほうに要望書を出されて、そこで審議をされたものを議会が承認するかどうかという手順になるわけですから。幾ら議会が、議員がみんな

なが整理したって、住居表示審議会も何も開かれなければ、その手続にもならないのですから。

ですから、今質問したのは、旧町名に戻せというのはどういうことなのかがよくわからんです、私は。だから、単純にちょっとそこをね、はっきり。我々、新町という文字を入れれば、それは戻せということじゃなくて、新しくつくってくださいということでしょう。こういう町名にしてくださいってことでしょう。戻せということは、いつの時点に戻すんですかということが僕は聞きたいわけです。そういう町名があったんですかと。新町とか三条とか大町とかという町名があったんですか。我々が知る限り、太宰府町、水城なら大字水城何百何十番地、それが旧町名ですよ。住居表示になる前のそれが住所です。だから、住所の問題なのか、地名の問題なのかをごちゃごちゃになって、よくわからんです。この、いわゆる、安部議員が言われるように、三条、連歌屋、馬場、大町、新町という町名をね、歴史的な町名だから残してほしいということであれば、別に住居表示にこだわる必要はないわけ。それを残すかは、そこに住んでる太宰府市民が考えればいいことでしょう。これと住居表示を絡めるからおかしくなるんですよ。その町名を子孫末代まで残していきたいのであれば、残す方法を考えればいいことで、住居表示は住居表示、それはそれというふうに考えたほうが賛同が得られるんじゃないかなというふうに思うんで、いつの時点に戻すんですかということが聞きたいですよ。いや、戻すって書いてあるから。復活って書いてあるから。復活ということは、過去にあったものということでしょう。だから、それが住居表示の問題なのか、地名だけの問題なのかをちょっとはっきりさせといてください。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この旧町名というのは、今、自治会で使われているのがずっとそのまま、その町名に戻してくださいということですね。それで、例えば金沢の場合は、住居表示ですね、飛梅、ここはなかったんですよ。それを旧飛梅町だとか、旧下石引町だとかに変更になって、そういう町名をもとに戻したということです。そういう呼び名で旧町名の復活というふうにありますので。

（「答えになっとらん」「なっとらん」「答えになっとらん」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 福廣議員。

（18番福廣和美議員「いいです」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（18番福廣和美議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） では、これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

○14番（安部 陽議員） よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 意見書第5号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第20、意見書第5号「未就職新卒者の支援策実施を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 「未就職新卒者の支援策実施を求める意見書」について説明を申し上げます。

皆様方のお手元に配付しておりますので、朗読させていただいて説明にかえさせていただきます。

平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年2月1日時点で80%となり、前年同期比6.3%減で過去最低となりました。社会人として第一歩を踏み出すときに職業につけないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済、社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

こうした中で、大企業を中心にした新卒優先採用の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な新卒の立場を続けるためにあえて留年する希望留年者を生み出しております。今春、就職未定の新卒者は、大学、高校卒などで約20万人とも推計されていますが、この推計には希望留年者は含まれていないため、未就職新卒者は実質的に20万人以上に上ると見られております。

また、景気低迷が続く中で、大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足しているといった雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題と言えます。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、速やかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略を初め、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきです。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請しますということで、2点述べさせていただきます。

あて先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣でございます。

皆様方、審議をいただきまして、可決いただきますことをお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~